

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報
【公表】

整理番号	52
契約番号	4農振財契第739号
件名	東京都農林総合研究センター防犯カメラ増設工事
工事場所	東京都立川市富士見町三丁目8番1号 公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター
概要	<p>【工事概要】</p> <p>(1) 防犯カメラ増設に関する詳細設計、機器調達、施工、試験調整</p> <p>(2) 既存の総合盤機器及びレコーダーの撤去、廃棄</p> <p>(詳細は別紙仕様書のとおり)</p>
工期	契約確定の日の翌日から令和5年3月31日まで
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	<p>①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者</p> <p>①東京都における令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない。)</p> <p>②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。</p>
格付	問わない
現場説明会	行わない
入札予定日時	令和4年10月13日(木) 午後3時00分 ※時間は変更する場合があります。
予定価格	¥18,515,321-(消費税及び地方消費税の額を含む。)
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 セミナー室(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	令和4年9月16日(金)から令和4年9月27日(火)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までは除く。)(郵送「可」、但し期間内必着)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当
希望申出時の提出書類	<p>(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印)</p> <p>(2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入)</p> <p>(3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和3・4年度競争入札参加資格審査結果通知書(工事)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)及び電気通信工事業に係る建設業の許可証の写し (又は許可証明書)</p> <p>(4) 主任技術者として配置を予定する技術者に係る雇用関係証明書、資格証の写し及び健康保険被保険者証の写し</p>
備考	<p>(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとしします。</p> <p>(1) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項に基づく排除措置期間中でないこと。</p> <p>(2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとしします。</p> <p>(3) 下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴収し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めてください。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めてください。</p> <p>(4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の10日前までに行う予定です。</p> <p>(5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。</p> <p>(6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。</p> <p>(7) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行わないこと。</p>
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 管理係 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0505

工事仕様書

1 工事件名 東京都農林総合研究センター防犯カメラ増設工事

2 目的

公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）の立川庁舎施設内における周辺防犯カメラ設備の更新・増設、及び無線LANネットワークにて当施設内の各所に設置する防犯カメラ映像を本庁舎へ映像伝送し録画するシステムを導入設置する。

3 工事場所 東京都立川市富士見町三丁目8番1号
公益財団東京都農林水産振興財団
東京都農林総合研究センター
別紙 立川庁舎案内図を参照のこと

4 工事期間 契約確定の日の翌日から 令和5年3月31日まで

5 工事概要

- (1) 防犯カメラ増設に関する詳細設計、機器調達、施工、試験調整を行う。
- (2) 後記「機器特記仕様」に示す機器の調達及び防犯カメラからモニターに至る配管配線、機器取付け、調整の全てとする。
- (3) 新設機器等は既存カメラ（館内アナログカメラ4台）と接続し問題なく動作する機能、性能を有すること。
- (4) 新設する防犯カメラの台数と設置場所は、「別紙 1-1 カメラ設置場所（全体図）」、「別紙 1-2 エリアⅠカメラ支柱配置図」、「別紙 1-3 エリアⅡカメラ支柱配置図」を参照のこと。
システム構成は、「別紙 2 系統図」を参照のこと。
- (5) 既存屋内カメラの仕様は、「別紙 3-1 既存屋内カメラ仕様」を参照のこと。
- (6) 新設される本館機器は、既存総合盤の機器を撤去、廃棄し、同位置に収納すること。
「別紙 3-2 既存システム総合盤仕様搭載図」、「別紙 3-3 ラック搭載図」を参照のこと。
- (7) 既存のレコーダーは、受注者により撤去、廃棄する。廃棄するハードディスクは物理破壊を行う。

6 一般事項

- (1) 施工に際しては次の法令及び仕様書によること。
- ア. 東京都建築工事標準仕様書（平成29年度版）
 - イ. 東京都電気設備工事標準仕様書（平成29年度版）
 - ウ. 東京都機械設備工事標準仕様書（平成29年度版）
（以下、「標準仕様書」とする。）
 - エ. 別紙「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」
（同標準特記仕様書中「委託者」及び「受託者」とあるのは、それぞれ「財団」及び「受注者」と読み替える。）
- 本仕様書は、上記に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定める。
- (2) 撤去廃棄物が発生した場合は関係諸法令及び条例等に基づき適正に処理すること。
- (3) 災害防止
災害防止には十分に注意し、財団が必要と認め指示した場合には、隣接建物、道路その他に対し養生管理し、万一、人畜器物等に被害損傷を与えた場合は、受託者の負担において直ちに復旧すること。
- (4) 材 料
本仕様書の特記機器仕様に記載された参考品番以外の機器を納入するものは各機器の性能証明書を示し財団の承諾を得ること。
財団の指示する材料、仕上げの程度、色合等はあらかじめ財団の承認を受けること。
- (5) 完了後に竣工図を提出すること。
- (6) 疑 義
図面（仕様書を含む。）と作業内容に相違ある場合又は疑いを生じた場合には、監督員と協議し、指示に従うこと。

7 機器特記仕様

- (1) ネットワークカメラ 固定型赤外線照明付屋外防水タイプ
- ア 数量 15台
 - イ 仕様
下記仕様を満たす機器であること。

【参考品番：WV-S1516LN】

電源	PoE-HUB/AC アダプタ両方可能	
撮影素子	1/2.8型 CMOS、210万画素以上	
走査方法	プログレッシブ	
最低被写体照度	カラー：0.007 LX（F1.3, 電子感度 UP/OFF）	

	白黒 : 0 LX (LED 点灯時) 0.004 LX (F1.3, 電子感度 UP/OFF)	
ネットワーク I/F	10BASE-T/100BASE-TX	
画像圧縮方式	H. 265、JPEG	
画像解像度	最大 1280x720	
最大フレームレート	60fps	
画角	水平 : 117.0' ~ 37.0', 垂直 : 62.0' ~ 21.0' (16:9 モード時)	
防水性	防塵防水 : IP66	
機能	赤外線 LED 照明付、照射範囲 : 50m 耐衝撃構造筐体、運用耐風速 : 40m/s 耐衝撃性 : IK10 (IEC 62262) ワイドダイナミックレンジ, プライバシーマスク (無効/有効 : 8 箇所) 後記 (5) のネットワークレコーダーの機能 を使用してカメラコントロール等の基本操作 が可能であること。	

(2) ネットワーク Switch (24 ポート PoE 給電タイプ)

ア 数量

必要な数量

イ 仕様

下記仕様を満たす機器であること。

【参考品番 : PN232492B5】

電源	AC100V 50/60Hz
ネットワーク I/F	10BASE-T/100BASE-TX/ 1000BASE-T
給電ポート	15 ポート以上に同時給電可能な給電性能を有すること。
通信ポート数	本システムの運用に必要な機器との接続ポート数を 実装していること。

(3) ネットワーク Switch (8 ポート PoE 給電タイプ)

ア 数量

必要な数量

イ 仕様

下記仕様を満たす機器

【参考品番：PN260893H】

電源	AC100V、50/60Hz
ネットワーク I/F	10BASE-T/100BASE-TX/ 1000BASE-T
給電ポート	8ポート以上に同時給電可能な給電性能を有すること。
通信ポート数	本システムの運用に必要な機器との接続ポート数を 実装していること。

(4) ネットワーク Switch (4ポート PoE 給電タイプ)

ア 数量

必要な数量

イ 仕様

下記仕様を満たす機器

【参考品番：PN260493HB5】

電源	AC100V、50/60Hz
ネットワーク I/F	10BASE-T/100BASE-TX/ 1000BASE-T
給電ポート	4ポート以上に同時給電可能な給電性能を有すること。
通信ポート数	本システムの運用に必要な機器との接続ポート数を 実装していること。

(5) ネットワークレコーダー

ア 数量

1台

イ 仕様

下記仕様を満たす機器であること。

【参考品番：WJ-NX300/4】

電源	AC100V 50/60Hz
記録メディア容量	HDD 4TB以上 (RAID5以上で冗長化のこと)
モニタ出力端子	HDMI 2系統以上
ネットワーク I/F	前記(2) ネットワーク Switch との接続に必要なネット ワーク I/F
録画可能カメラ台数	16台以上
録画対象カメラ	新設：屋外固定カメラ

	既設：屋内固定カメラ
録画圧縮方式	H. 265、H. 264、JPEG
コピーポート	USB3. 0
セキュリティ機能	ユーザーID とパスワード認証
その他	PC レス稼働可能なこと （本機に付属のマウス等を接続し、パソコンを使用せず画面表示、録画再生、USB への録画画像コピー等の基本的な操作を行うことができること）

(6) 映像表示モニター

- ア 数量 : 1 台
イ 仕様 : 下記仕様を満たす機器

【参考品番：LCD-AH221EDB】

電源	AC100V 50/60Hz
モニター種別・サイズ	フルカラー液晶／21.5 型以上
解像度	1920 × 1080 以上
視野角	水平：178° 以上、垂直：178° 以上
入力端子	HDMI 入力1 系統以上
外形寸法（横幅 x 奥行 x 高）（単位：mm）	502 × 55 × 301 以下（スタンド別）
その他	E I A ラック置き台に設置とする

(7) ネットワークビデオエンコーダー

- ア 数量 : 1 台
イ 仕様 : 既存の室内カメラ接続用として、下記仕様を満たす機器であること。

【参考品番：WJ-GXE500】

電源	DC12V、PoE（IEEE802.3af 準拠）
消費電力	DC]12V：500mA、PoE：6W
映像入力	1.0V[p-p]/75Ω 4 系統（NTSC）
外形寸法（横幅 x 奥行 x 高）（単位：mm）	140 x 185 x 44（ゴム足含まず）
重量	約 1.0kg
画面内文字表示	最大 16 文字（ANK カナ）、ON/OFF
その他	E I A ラック置き台設置とする

(8) 同軸 LAN コンバーター

ア 数量

レシーバー：1台 カメラ側子機：2台

イ 仕様

下記仕様を満たす機器であること。

【参考品番：WJ-PR204/WJ-PC200】

レシーバー機器	
電源／消費電力	PoE 受電：DC48V／265mA 約13W
カメラ側子機へのインターフェイス	BNC 端子：4 系統
NW側インターフェイス	10Base-T/100Base-TX：1 系統
外形寸法（横幅 x 奥行 x 高）（単位：mm）	105 x 98 x 44（ゴム足含まず）
重量	約270g
その他	E I A ラック置き台設置とする
カメラ側子機	
電源／消費電力	レシーバー側から給電
レシーバー機器とのインターフェイス	BNC 端子：1 系統
NWカメラとのインターフェイス	10Base-T/100Base-TX：1 系統
外形寸法（横幅 x 奥行 x 高）（単位：mm）	76 x 36 x 76
重量	約110g

(9) LAN用SPD（ケーブル避雷器）

ア イーサネット機器の保護、及びネットワークカメラの保護を目的とし、ケーブル避雷器を取り付けること。

イ PoE 給電に対応した避雷器であること。

(10) 既設ラック用付属品

ア 数量： 1 式

イ 仕様

前記（2）PoE ユニット～同（8）同軸LANコンバーター（レシーバー機器）までの機器を収容可能な規格の取付金具、据え置き台など。

(11) Wi-Fi 無線アクセスポイント

ア 数量：カメラ撮影する要件を満たすのに必要な台数とする。

イ 仕様：下記仕様を満たす機器であること。

【参考品番：WAPM-1266WDPRA】

電源／消費電力	PoE 給電／18W
---------	------------

動作環境	温度：—30℃ ～ +55℃
動作環境	湿度：10% ～ 90%（結露なきこと）
外形寸法（横幅 x 奥行 x 高）（単位：mm）	220 x 65 x 280
周波数範囲	IEEE802.11ac、 IEEE802.11a：5GHz（W56）（100～140ch） IEEE802.11g IEEE802.11b：2.4GHz（1～13ch）
屋外利用	可
インターフェイス	RJ-45 型 8 極コネクタ 1 系統
外部アンテナ等	ネットワーク構築に必要な、 外部アンテナを用意すること
重量	約 1,336g

(12) WI-FI 指向性アンテナ

- ア 数量 : 6 台
イ 仕様 : 下記仕様を満たす機器

【参考品番：WLE-HG-DA/AG】

動作環境	温度：-30～60℃ 湿度：0～95% 気圧：800-1060hPa
周波数範囲	2.4～2.5GHz 5.47～5.825GHz
アンテナ	パッチアンテナ
コネクタ形状	N 型ジャック
偏波方式	水平・垂直偏波
内蔵アンテナ数	2 本
入力インピーダンス	50Ω
ゲイン	2.4～2.5GHz：8±0.5dBi 5.47～5.825GHz：7±0.5dBi
VSWR	2 以下
H 面半値角	2.4～2.5GHz：65±5° 5.47～5.825GHz：65±5°
E 面半値角	2.4～2.5GHz：60±5° 5.47～5.825GHz：55±5°
アイソレーション	15dB 以上（偏波間）

最大入力電力	1W
適合マスト	φ25～48.6mm (40A)
設置場所	屋外、屋内
耐水性	IPX3 (防水)
耐風速	60m/s 以下
外形寸法	W111×H115×D168mm
質量	500g (マスト取り付け用金具を含む)

(13) WI-FI 狭指向性アンテナ

ア 数量 : 4 台

イ 仕様 : 下記仕様を満たす機器

直線 200m において通信速度 20Mbps を確保できること

【参考品番 : WLE-HG-DYG】

動作環境	温度 -30～75℃、湿度 20～95%、気圧 800～1060hPa
準拠規格	TELEC
周波数範囲	2,400～2,497MHz (1～14ch)
アンテナ	屋外八木式アンテナ
コネクタ形状	N-J 型同軸コネクタ
偏波方式	垂直偏波
VSWR	1.5 以下 (同軸ケーブル含む)
最大入力電力	最大 10W
耐水性	防雨型 (保護等級 3 防雨型)
耐風速	60m/s 以下
指向性	垂直面半値角 32±5° 水平面半値角 32±5°
アンテナ利得	絶対利得 14dbi (アンテナコネクタ端)
耐用年数	8 年
取付構造	マストマウント方式 仰角可変 ±20°
適合マスト径	φ25～48.6 (40A) mm
外形寸法	544mm×117mm
質量	約 2.0kg

(14) 配線ケーブル等

前記 (1) ～ (13) のすべての機器を接続するために必要な配線の一切。

LAN ケーブルは Cat5e 以上。

(15) 支柱 (ポール)

新設する支柱の高さは、設置地面より4 m以上とすること。

道路を横断する架空配線を支持する柱は大型車両の通行を想定した最低の高さとすること。

アンテナを支持する柱はアンテナの機能を十分に満たすに必要な高さとすること。

支柱 C, D は3台のカメラの取付用として1500 ミリ程度のアームをつけること。「別紙3-4 参考支柱アーム姿図」を参照のこと。

8 工事特記仕様

- (1) 本工事に際し、当館施設管理担当者と連絡をとり、工程、作業内容の事前打合せを行い、工程表、施工計画書、承認図等を施設担当者へ提出し承認を得ること。
- (2) 工程、作業内容、工事仕様に変更が生じた場合は、事前に施設担当者へ連絡をとり、確認を取ったのち施工すること。変更内容は記録を残し竣工図書へ綴じること。
- (3) 既存の設備（※）の本工事での使用については次の通りとする。

配線用配管	既存の配管に配線を収納できない場合は、本工事において新たに配管を行うこと
コンセント	既存のコンセントが容量不良等により使用できない場合は、本工事において新たにコンセントを設置すること

- (4) 本工事の作業時間は、基本平日の午前9時から午後5時までとする。
但し、エリアⅡ圃場内の作業終了時間は午後4時半とする。
- (5) 本工事により、既存の各種設備（無線LAN、ネットワークカメラ等）に不具合を生じさせることのないよう設置場所及び工事方法等を十分に検討した上、工事を行うこと。なお、本工事の完了後に、既存の各種設備への不具合が判明した場合は、原因調査に協力し、不具合の原因が本工事によるものと判断される場合は、財団と協議の上、直ちに再工事等の対策を講じること。その際の原因調査（不具合の原因が本工事によるものと判断されなかった場合も含む。）に要した経費、再工事等の対策に要した経費は受注者が負担するものとする。
- (6) 本工事において、ネットワークカメラ等ネットワークに接続する機器の必要な固定IPアドレス及び必要なネットワーク情報については別途財団より提示するのでそれを各機器に設定すること。
- (7) 本工事において、本仕様書に明記されていない事項についても、本件の

業務の性質上必要と認められるものは、財団と協議の上、受注者が施工すること。

- (8) 受注者が本工事の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ書面より財団の承諾を得ること。
- (9) 受注者は、設置工事完了後、本工事で設置した全ての機器の動作試験を行い財団の承認を得ること。
- (10) 受注者は、工事完了後、当該機器に係る操作方法、運用方法について説明会を行うこと。具体的な日時は別途指示する。
- (11) 本システムにおいては、各カメラを屋外無線ネットワークで接続している。このため契約期間満了後、屋外の環境変化等により無線回線に不具合が発生する可能性も想定されるので、契約期間満了後、半年間程度は、不具合が発生した場合の問い合わせ対応及び必要なサポートを行うこと。
- (12) 作業車の駐車、資材置き場は最小限とし、財団と協議すること。
(財団は置かれた資材の管理保全是行わない。)
- (13) 本工事において、工区以外の試験圃場に立ち入らないこと。
- (14) 工事中は、看板を設置するなど工事が行われていることを明示し、第三者災害に十分注意すること。
- (15) 本工事における残土、破碎アスファルトは財団外に適正に収集運搬処分すること。
- (16) 作業にあたっては高所作業での落下防止など安全に十分留意すること。
- (17) その他、疑義が生じた場合は担当者と協議のうえ作業を実施し、記録に残し、竣工図書へ綴じること。

9 工事記録

着工前・施工中・施工後の写真を撮影し、竣工図、履行完了届に添付し提出すること。

10 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
また、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

11 検査

作業完了後は清掃のうえ直ちに財団の検査を受けること。

12 環境により良い自動車の利用について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守する

こと。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

1.3 支払い方法

履行完了後に提出される完了届に基づき検査を行い、合格と認定した後、支払請求書を受理した日から40日以内に支払うものとする。

1.4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

- (1) 本契約においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。
- (2) 契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、仕様書の内容に変更が生じる可能性が発生した場合、受託者からの申し出を踏まえ、受発注者間において、契約金額の変更、履行期限（納入期限）の延長のための協議を行う。この場合、受注者の責めに帰することができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については受発注者間での協議を踏まえ適切に対応する。

1.5 その他

- (1) 暴力団排除等の特約条項については、別に定めるとおりとする。
- (2) 東京都グリーン購入推進方針（別紙4）に配慮すること。
- (3) 電子情報処理委託に係る標準特記仕様書（別紙5）を遵守すること。

連絡先

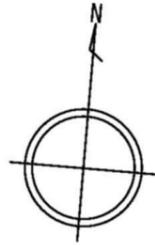
東京都農林水産振興財団 管理課
管理係

TEL 042-528-0505

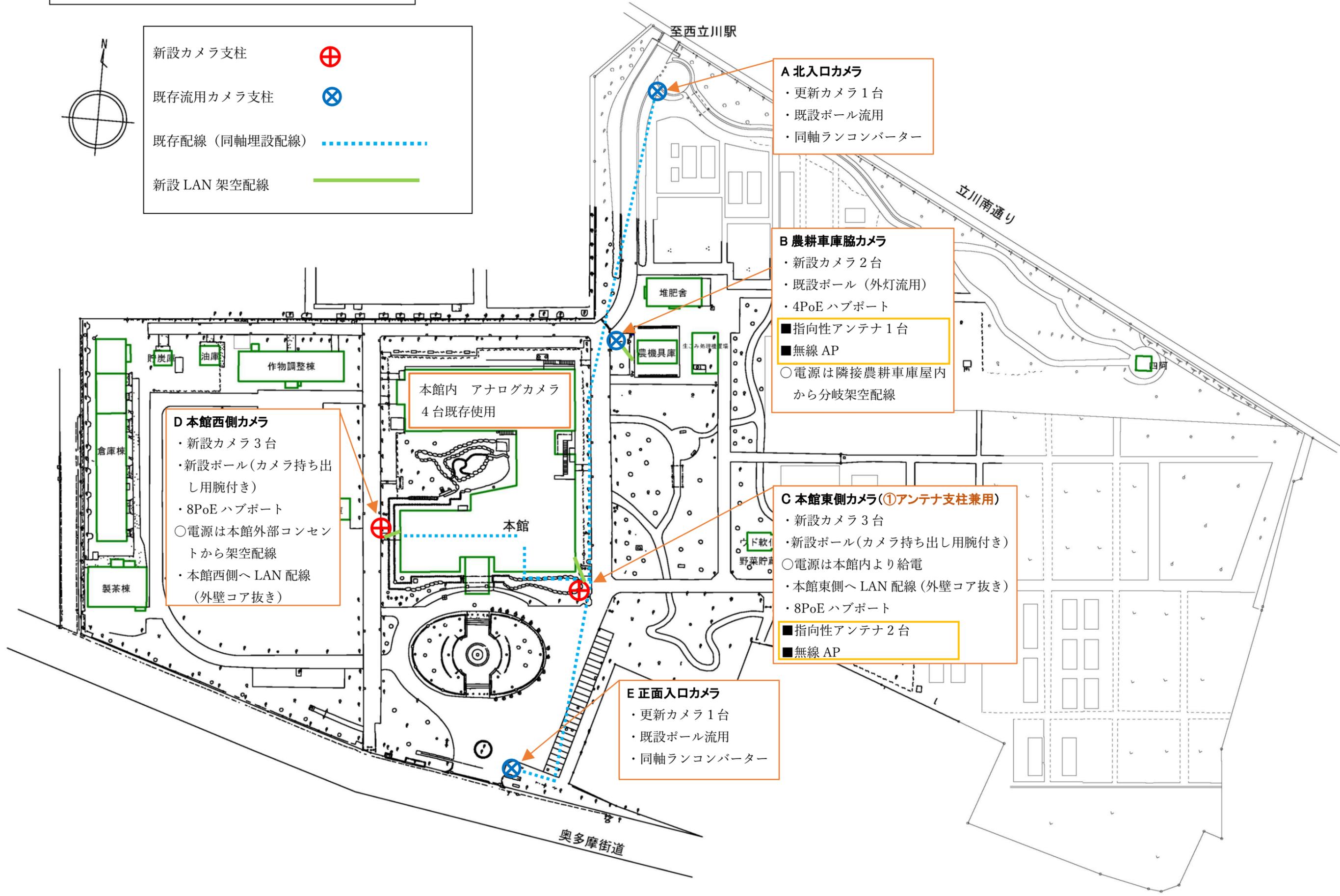
別紙 1-1 カメラ設置場所(全体図)



別紙1-2エリア I カメラ支柱配置図



新設カメラ支柱 ⊕
 既存流用カメラ支柱 ⊗
 既存配線（同軸埋設配線） ⋯
 新設 LAN 架空配線 —



A 北入口カメラ

- ・更新カメラ 1 台
- ・既設ポール流用
- ・同軸ランコンバーター

B 農耕車庫脇カメラ

- ・新設カメラ 2 台
- ・既設ポール（外灯流用）
- ・4PoE ハブポート
- 指向性アンテナ 1 台
- 無線 AP
- 電源は隣接農耕車庫屋内から分岐架空配線

C 本館東側カメラ(①アンテナ支柱兼用)

- ・新設カメラ 3 台
- ・新設ポール(カメラ持ち出し用腕付き)
- 電源は本館内より給電
- ・本館東側へ LAN 配線(外壁コア抜き)
- ・8PoE ハブポート
- 指向性アンテナ 2 台
- 無線 AP

E 正面入口カメラ

- ・更新カメラ 1 台
- ・既設ポール流用
- ・同軸ランコンバーター

D 本館西側カメラ

- ・新設カメラ 3 台
- ・新設ポール(カメラ持ち出し用腕付き)
- ・8PoE ハブポート
- 電源は本館外部コンセントから架空配線
- ・本館西側へ LAN 配線(外壁コア抜き)

本館内 アナログカメラ
4 台既存使用

倉庫棟
製茶棟

作物調整棟

本館

堆肥舎

農機具庫

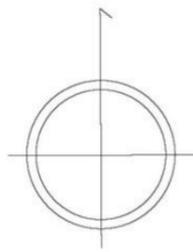
野菜貯蔵

奥多摩街道

至西立川駅

立川南通り

別紙1-3 エリアIIカメラ支柱配置図



H U字道路カメラ

- ・新設カメラ1台
- ・新設ポール
- ・4 PoE ハブ
- ・②アンテナへLAN 転がし配線

②アンテナ

- ・新設ポール
- ・狭指向アンテナ1台
- ・無線 AP
- ・狭指向性アンテナ2台
- ・無線 AP
- ・4PoE ハブ

新設カメラ支柱 ⊕

既存流用カメラ支柱 ⊗

新設支柱（アンテナ、架空用） ■

新設 LAN 架空配線 —

新設 LAN 転がし配線 —

③ ④ 架空用支柱

- ・③新設ポール高さ 6m 以上
- ・④新設ポール高さ 4m 以上
- ・H へ至る架空配線

G 低温実験室脇カメラ

- ・新設カメラ1台
- ・新設ポール
- ・4 PoE ハブ
- 低温実験室内より架空給電
- 指向性アンテナ1台
- 無線 AP

F 農場管理棟カメラ

- ・新設カメラ1台（避雷器）
- ・管理棟屋根軒流用（既存位置）
- ・4 PoE ハブ
- 無線 AP
- 指向性アンテナ1台
- 屋側外部電源使用

I 下圃場東側カメラ(⑥アンテナ支柱兼用)

- ・新設カメラ1台
- ・既存ポール流用
- ・4PoE ハブ
- ・無線 AP
- 架空 PoE 給電
- ⑥狭指向アンテナ2本
- ⑥無線 AP

⑤給電架空配線支柱

- ・既存ポール流用
- 隣接温室内電源 BOX より分岐転がし給電後⑤支柱にて架空配線

J 下圃場東側カメラ

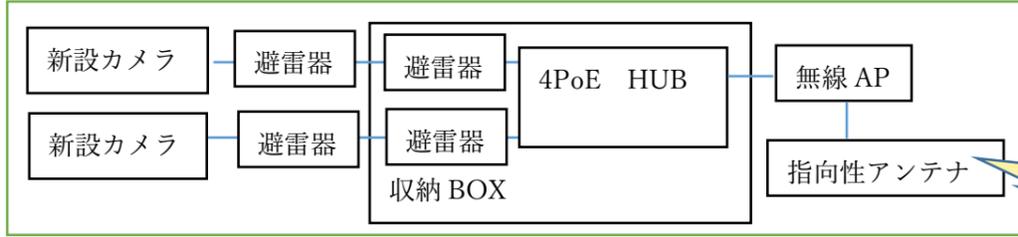
- ・新設カメラ1台
- ・既存ポール流用
- ・Iカメラの4PoE ハブへ架空配

別紙2 系統図

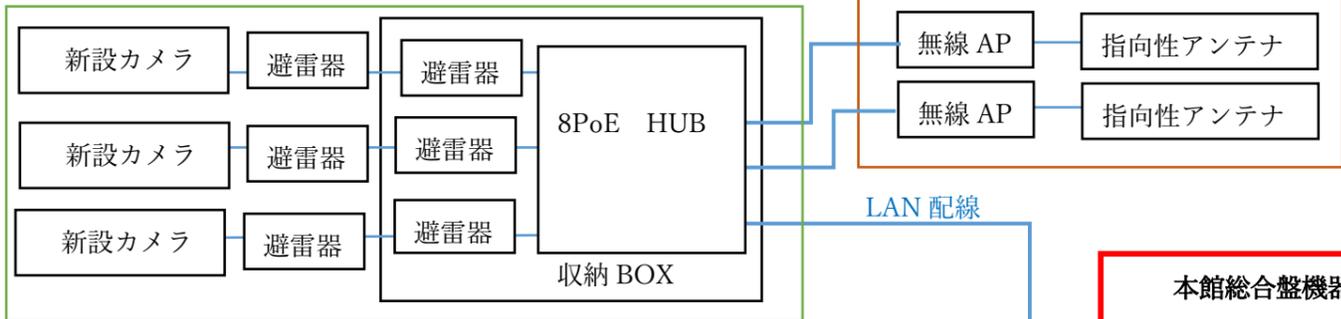
エリア I

エリア II

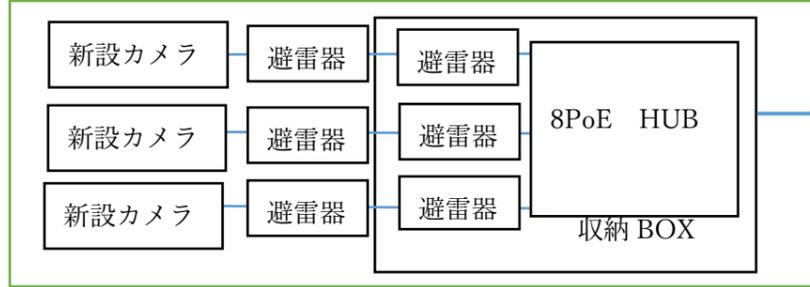
B 農耕車庫脇カメラ 新設2台 支柱(外灯流用)



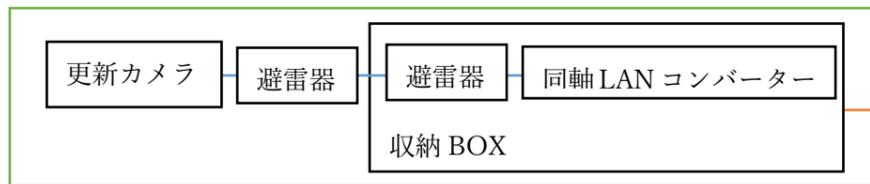
C 本館東側カメラ 新設3台 支柱新設



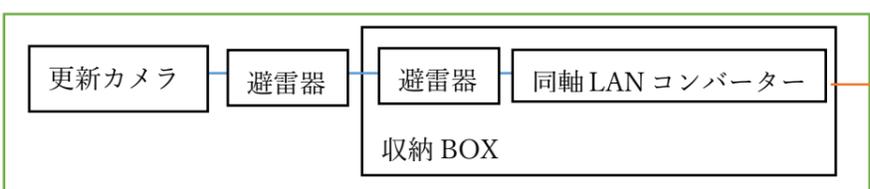
D 本館西側カメラ 新設3台 支柱新設



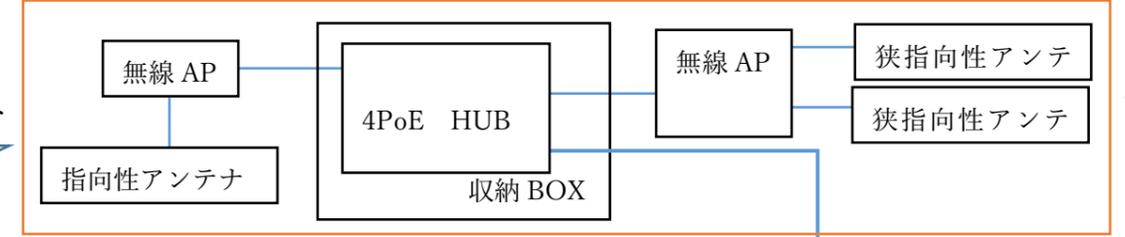
A 北口カメラ 更新1台 支柱(既存流用)



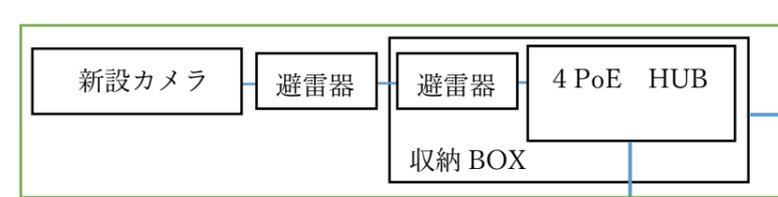
E 正面入り口カメラ 更新1台 支柱(既存流用)



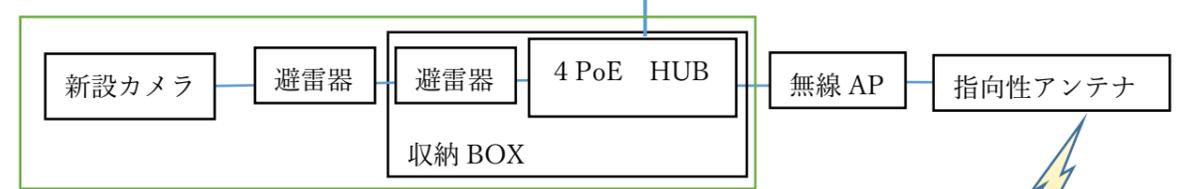
②アンテナ 支柱新設



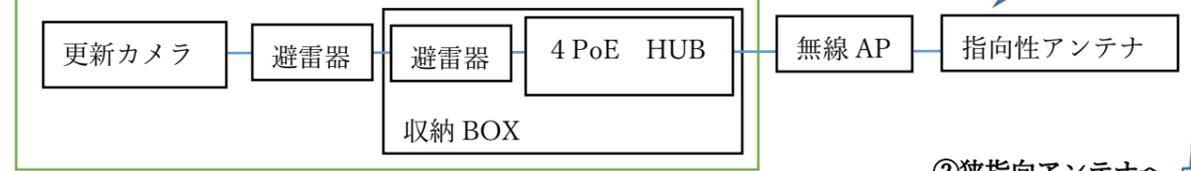
H U字道路カメラ 新設1台 支柱新設



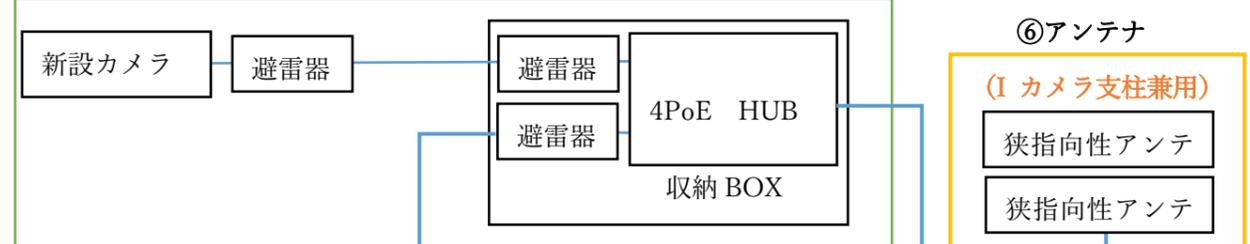
G 低温実験室カメラ 新設1台 支柱新設



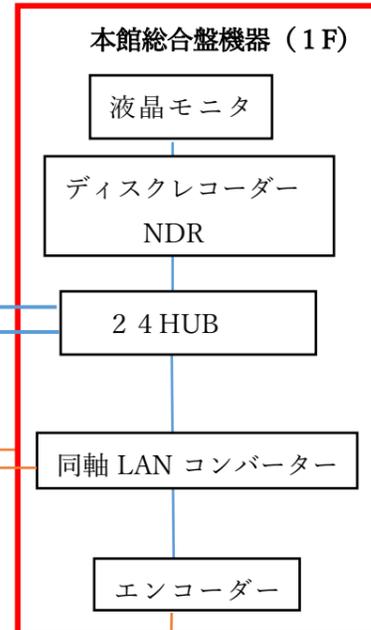
F 農場管理棟カメラ 新設1台 (既存軒流用)



I 下圃場東側カメラ 新設1台 支柱(既存流用)



J 下圃場東側カメラ 新設1台 支柱(既存流用)



LAN 配線

既設同軸配線

既設同軸配線

LAN 配線

⑥狭指向アンテナから

⑥アンテナ

(I カメラ支柱兼用)

別紙3-1 既存屋内カメラ仕様



ドーム型赤外デイナイトカメラ

C-CV260S-3

RBSS(優良防犯機器)認定品
品目: 防犯カメラ
認定番号: 11070601-A01142

■ 概要

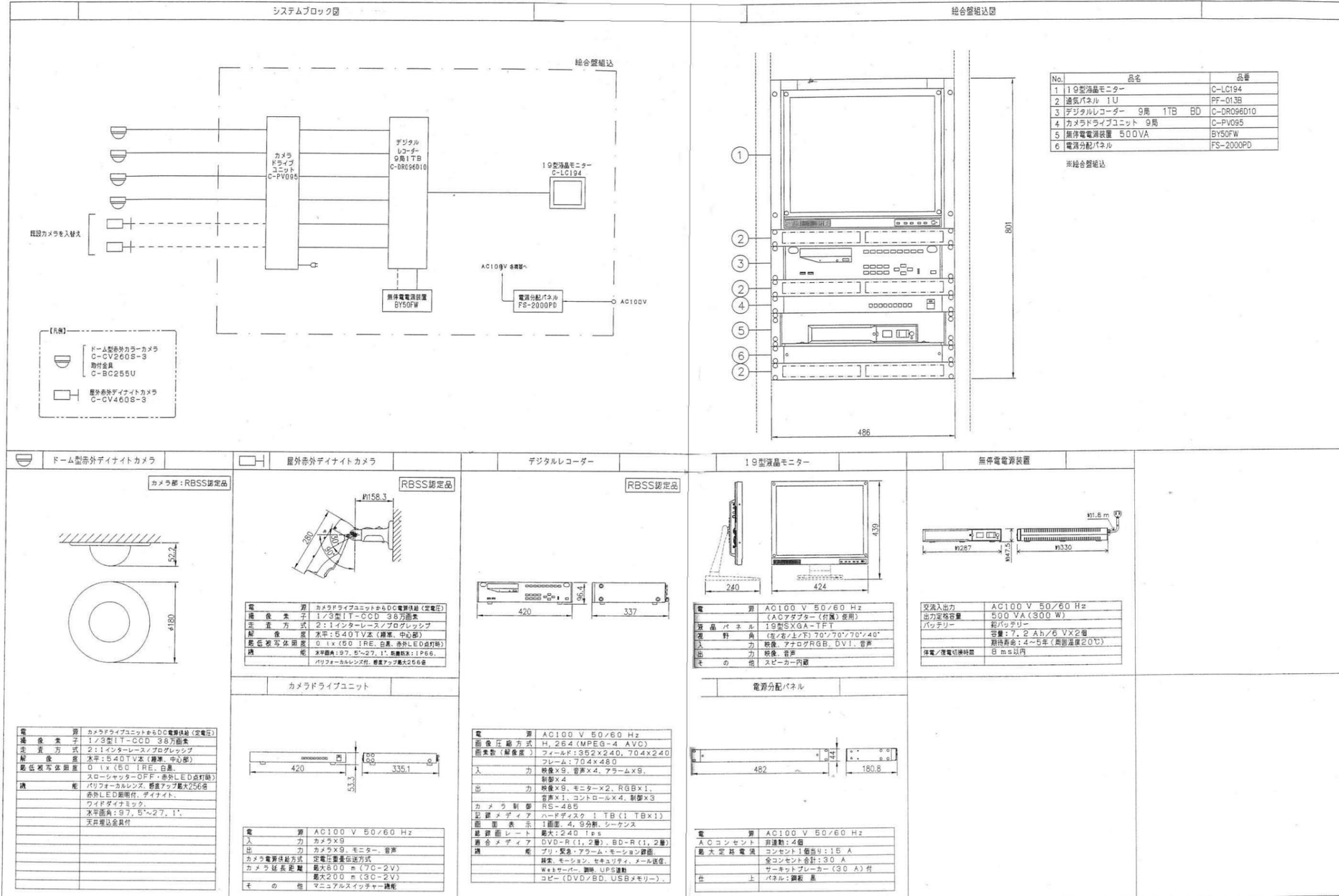
1/3型CCDを搭載した屋内専用ドーム型赤外デイナイトカメラです。プログレッシブスキャンCCDを採用しています。フレーム録画可能な録画機器を使用することで、垂直解像度が2倍の精細な映像再生が可能です。自動絞り付きバリフォーカルレンズがカメラに組み込まれていますので、画角を手動調節できます。デイナイト機能を搭載しており、明るい場所ではカラーカメラ(デイモード)、暗い場所では高感度白黒カメラ(ナイトモード)として機能します。ナイトモードでは、内蔵の赤外LED照明が点灯することで、照明のない場所でも撮影することができます。また、逆光に強いワイドダイナミック機能も搭載していますので、24時間監視が必要なあらゆる場所に適しています。電源は、定電圧方式カメラドライブレユニットから供給します。電源供給と映像出力の配線は、カメラドライブレユニットに接続する同軸ケーブル1本で済むため、配線作業が容易です。別売のマイクユニットを使用することで、音声も同軸ケーブルで多重伝送することができます。

■ 仕様

電源	カメラドライブレユニットからDC電源供給(定電圧)*
消費電力	4W
撮像素子	1/3型1T-CCD
有効画素数	768(H) X 494(V) 38万画素
走査方式	2:1インターレース/プログレッシブ(ワイドダイナミック設定時は2:1インターレース)
走査周波数	水平: 15,734 kHz 垂直: 59,94 Hz
モニター出力	VBS1.0V(p-p) 75Ω RCAピンジャック NTSC方式
カメラ出力	VBS1.0V(p-p) 75Ω M3ねじ端子 NTSC方式
同期方式	内部同期
解像度(中心部)	水平: 540TV本(標準), 垂直: 400TV本
SN比	50 dB(AGC OFF時)
最低撮影照度	0.5 lx (50 IRE, カラー, スローシャッターOFF時) 0.1 lx (20 IRE, カラー, スローシャッターOFF時) 0.0016 lx (20 IRE, カラー, スローシャッター64倍時, 換算値) 0.05 lx (50 IRE, 白黒, スローシャッターOFF時) 0.0008 lx (50 IRE, 白黒, スローシャッター64倍時, 換算値) 0 lx (50 IRE, 白黒, スローシャッターOFF・赤外LED点灯時) *フリッカーレス: OFF, AGC: AUTO-H
ダイナミックレンジ	46 dB以上(逆光補正: ワイドダイナミック設定時)
逆光補正	ワイドダイナミック/パターン1/パターン2/マニュアル/OFF
シャッタースピード	標準, フリッカーレス, 1/125, 1/250, 1/500, 1/1000, 1/2000, 1/4000, 1/10000, AES
AGC	AUTO-H/AUTO-L/FIX-H/FIX-L/OFF
感度アップ(スローシャッター)	OFF, 2, 4, 8, 16, 32, 64, 128, 256倍
ホワイトバランス	ATW1/ATW2/AWB/マニュアル
焦点距離	f=3.0~10.5 mm
最大口径比	1:1.2~2.7
アイリス	オートアイリス
画角	水平: 97.5°~27.1°, 垂直: 70.7°~20.3°, 対角: 126.7°~33.8°
赤外LED照射距離	約12 m(スローシャッターOFF時), 約20 m(スローシャッター8倍時)
文字表示機能	最大16文字(数字, ひらがな, カタカナ, アルファベット, 記号) 調整モード, プログレッシブ切換(ODD/EVEN/OFF), アイリス調節, デイナイト切換(AUTO-H/AUTO-L/ON/OFF), 赤外LED(HIGH/MID/LOW/OFF), コントラスト補正(HIGH/LOW/OFF), 色の濃さ, エンハンサー, プライバシーマスク(ON/OFF, 4箇所), モニター設定(設定1/設定2/マニュアル), 反転(左右/上下/回転), 電子ズーム(2倍), モーションディテクト, ノイズリダクション(常時)
使用温度範囲	-10℃~+50℃
使用湿度範囲	90%RH以下(ただし結露のないこと)
使用場所	屋内
仕様	ケース: ABS樹脂 クールグレー(マンセル6, 3Y8, 9/0, 4近似色) 塗装 ドームカバー: アクリル樹脂
寸法	φ118 X 97(H) mm
質量	380 g
別売品	カメラドライブレユニット, マイクユニット, カメラ天井埋込金具: G-BC255U

*C-PV04, C-PV09, G-PV04Q(生産完了品)からは電源供給できません。それ以外のドライブレユニットをご使用ください。
*カメラを天井や壁に固定する取付ねじは付属していません。ねじは呼び径4, 長さ25 mm以上のものを使用してください。

別紙3-2 既存システム総合盤仕様 搭載図



ドーム型赤外線ディナイトカメラ

カメラ部: RBSS認定品

電 源	カメラドライブレコーダーからDC電源供給(定電圧)
撮 像 素 子	1/3型IT-CCD 38万画素
走 査 方 式	2:1インターレース/プログレッシブ
解 像 度	水平:540TV本(標準、中心部)
最低視写体積	0 lx (50 IRE、白黒、赤外LED点灯時)
機 能	スローシャッターOFF・赤外LED点灯時 パリアフォーカスレンズ、標準アップ最大2.56倍 赤外LED照度付、ディナイト、 ワイフダイナミック、 水平画角:97.5°~27.1°、 天井埋込金具付

屋外赤外線ディナイトカメラ

カメラ部: RBSS認定品

電 源	カメラドライブレコーダーからDC電源供給(定電圧)
撮 像 素 子	1/3型IT-CCD 38万画素
走 査 方 式	2:1インターレース/プログレッシブ
解 像 度	水平:540TV本(標準、中心部)
最低視写体積	0 lx (50 IRE、白黒、赤外LED点灯時)
機 能	スローシャッターOFF・赤外LED点灯時 パリアフォーカスレンズ、標準アップ最大2.56倍 赤外LED照度付、ディナイト、 ワイフダイナミック、 水平画角:97.5°~27.1°、 天井埋込金具付

カメラドライブレコーダー

電 源	AC100V 50/60 Hz
入 力	カメラ×9
出 力	カメラ×9、モニター、音声
カメラ電源供給方式	定電圧直送方式
カメラ延長距離	最大800m(70-2V) 最大200m(30-2V)
そ の 他	マニュアルスイッチャー機能

デジタルレコーダー

RBSS認定品

電 源	AC100V 50/60 Hz
画像圧縮方式	H.264 (MPEG-4 AVC)
画素数(録画時)	フィールド:352x240, 704x240 フレーム:704x480
入 力	映像×9、音声×4、フレーム×9、 制御×4
出 力	映像×9、モニター×2、RGB×1、 音声×1、コントロール×4、制御×3
カメラ制御	RS-485
記録メディア	ハードディスク 1TB (1TB×1)
画 面 表 示	1画面、4, 9分割、シーケンス
録 画 速 度	最大:240 fps
複 合 メ デ ィ ア	DVD-R (1, 2層)、BD-R (1, 2層)
機 能	プリ・緊急アラーム・モーション検出 検索・モーション、セキュリティ、メール送信 Webサーバー、録画、UPS接続 コピー (DVD/BD、USBメモリー)

19型液晶モニター

電 源	AC100V 50/60 Hz (ACアダプター(付属)使用)
液晶パネル	19型SXGA-TFT
視野角	(左/右/上/下) 70°/70°/70°/40°
入 力	映像、アナログRGB、DVI、音声
出 力	映像、音声
そ の 他	スピーカー内蔵

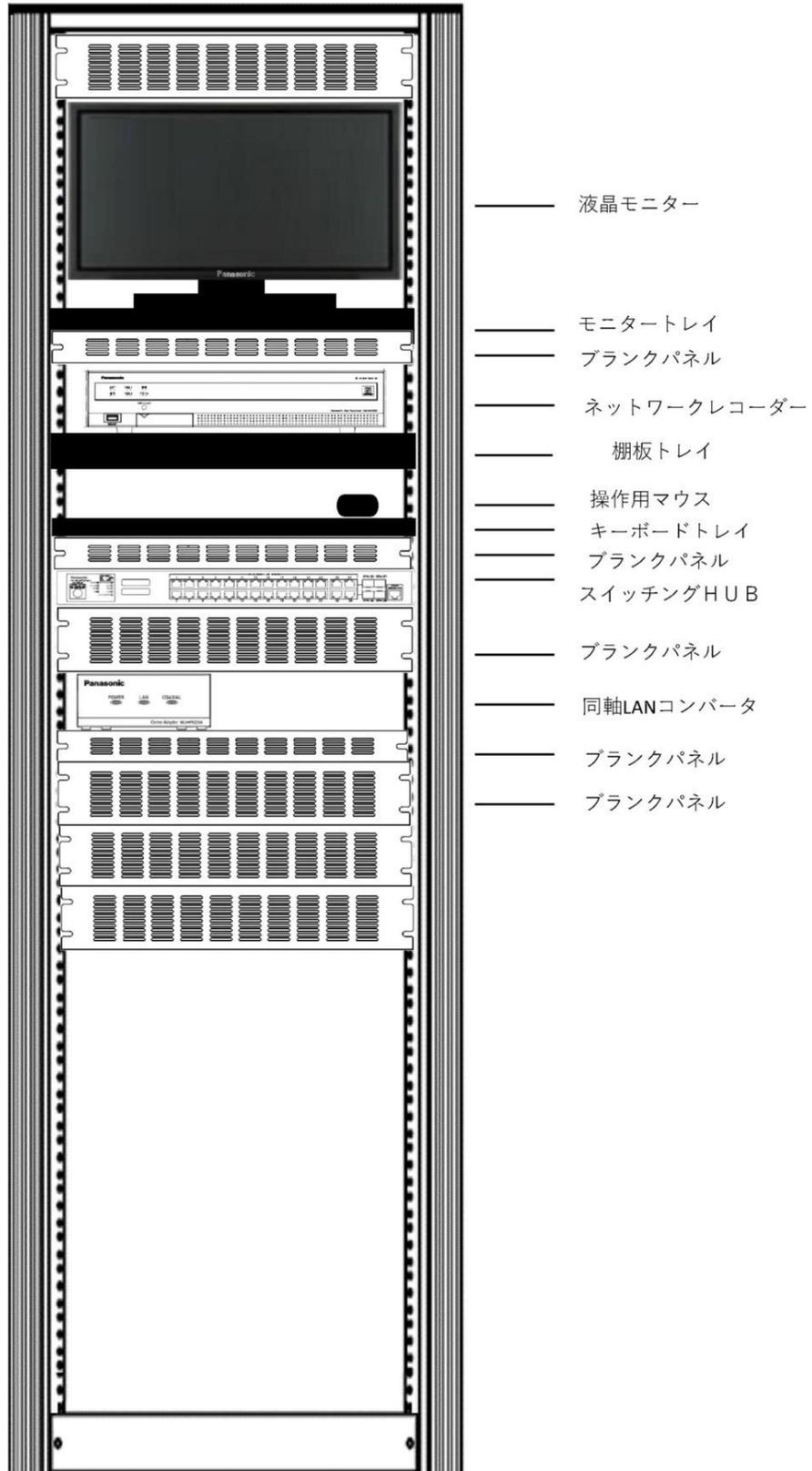
電源分配パネル

電 源	AC100V 50/60 Hz
A/Cコネクタ	防塵型:4個
最大定格電流	コンセント1個当り:15A 全コンセント合計:30A
仕 上	サーキットブレーカー(30A)付 パネル:鋼板 黒

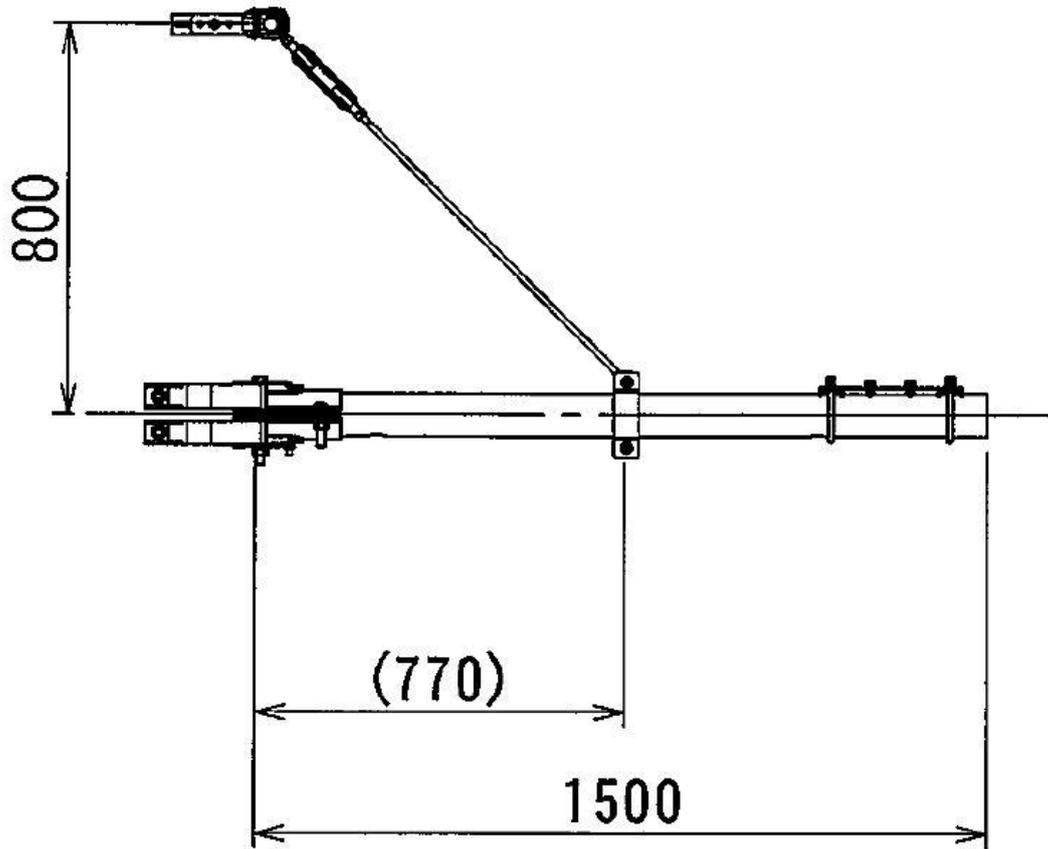
無停電電源装置

交流入出力	AC100V 50/60 Hz
出力定格容量	500 VA (300 W)
バッテリー	鉛バッテリー
	容量:7.2 Ah/6 V×2個
	期待寿命:4~5年(周囲温度20℃)
停電/復電切替時間	8ms以内

別紙 3-3 ラック搭載図(参考図)



別紙 3-4 参考 支柱アーム姿図



東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採種されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えてないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び大量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<その他の環境配慮>

- ⑭ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑮ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス）の使用、排出が少ないもの

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）サイバーセキュリティ基本方針及び財団サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 全般事項
 - ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、

滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。

コ その他、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

(1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。

(2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。

(3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。

ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。

イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。

ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。

エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

(1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。

(2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。

ア 再委託の理由

イ 再委託先の選定理由

ウ 再委託先に対する業務の管理方法

エ 再委託先の名称、代表者及び所在地

オ 再委託する業務の内容

カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）

キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）

ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約

ケ その他、委託者が指定する事項

(3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び指示等

(1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

(2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。

(3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

別紙 立川庁舎案内図

